

バングラデシュ

バングラデシュ人民共和国 宗教 イスラーム教、ほかにヒンドゥー教、仏教、キリスト教

面 積 約14万km²

政 体 共和制

人 口 1億2430万人（1997年央推計）

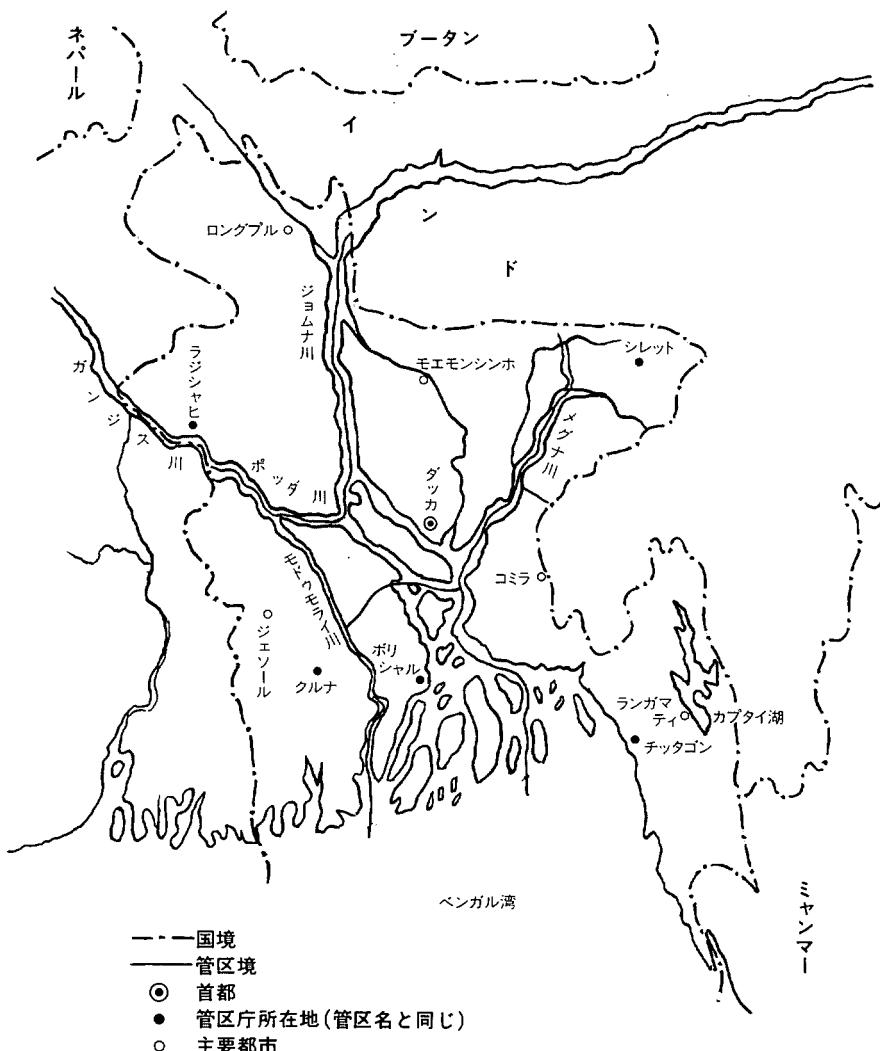
元 首 シャハブディン・アハメド大統領

首 都 ダッカ

通 貨 タカ(1米ドル=42.5タカ、1996/97年度平均公定レート)

言 語 ベンガル語、英語

会計年度 7月～6月



1997年のバングラデシュ

少数民族問題の解決と良好な対インド関係

川村 晃一

概況

1997年12月2日、政府代表団とチャクマ族代表団が和平協定に調印し、22年にわたった政府とチッタゴン丘陵地帯に居住する少数民族の内戦に終止符が打たれた。96年12月に開催された政府とチャクマ族代表の初会合からわずか1年、第7回会合で合意に達したというスピード解決であった。アワミ連盟(Awami League:AL)政権が発足してから約1年半が経つが、96年12月にインドとの間で締結されたガンジス河水配分条約に次いで同政権が達成した二つ目の大きな成果である。

国内ではこの和平協定の締結を歓迎する意見が多数を占めるが、バングラデシュ民族主義党(Bangladesh Nationalist Party:BNP)をはじめとする右派政党は、国民統合を破壊するものとして同協定に反対している。1997年の政党政治では相変わらず与野党の激しい対立が続いているが、このチッタゴン丘陵地帯問題および対インド政策を争点として、左派のALと右派のBNPを中心とする2大勢力に諸政党が収斂していく傾向が見られた。この2大勢力の中間に位置する国民党はこれらの争点をめぐって党内対立が顕在化し、分裂の危機に直面している。

1996/97年度のバングラデシュ経済は5.7%の経済成長率を達成したが、これは農業部門の成長率が高かったためで、工業部門の成長率は2.7%と伸び悩んだ。これまで順調に成長してきた製造業部門の成長鈍化が響いており、ジュート製品、皮革製品、冷凍食品といった品目の輸出が伸び悩んだ。

バングラデシュは、世界銀行・IMFの指導の下で経済構造改革に取り組んでいるが、その中でも最も重要な課題が民営化の推進である。しかし、民営化庁長官に民間人が起用されるなど政府の意欲にもかかわらず、国内諸勢力の反対に直面し、国営企業の民営化はなかなか実現しない。

1997年の対外関係の特徴は、インドとの関係改善のさらなる進展と多国間外交の展開である。インド・バングラデシュ関係は、96年のインドでのゴウダ政権の

誕生とバングラデシュでのハシナ政権への政権交代を契機に急速に好転し、96年12月のガンジス河水配分条約の締結という成果を生みだしたが、97年に入っても両国間関係の改善はさらなる進展を見せた。首脳外交をはじめとしたトップ・レベルでの交流だけでなく、事務レベルでの会合が頻繁に開催され、両国関係の改善のための地道な努力が続けられた。一方、97年は多国間外交も積極的に推進された。これまでのバングラデシュ多国間外交の中心であった南アジア地域協力連合(SAARC)の枠組みだけでなく、新たに環インド洋地域協力連合(IOR-ARC)や環ベンガル湾地域協力の枠組みであるBISTEC、イスラーム圏発展途上8カ国会議(D-8)の設立に参加するなど、これまで以上に多国間外交が推進された。

国 内 政 治

チッタゴン丘陵地帯少数民族問題の解決

チッタゴン丘陵地帯はバングラデシュ南東部に位置し、平坦な国土の広がるバングラデシュの中では唯一の山岳地帯である。この地域には従来から20以上の少数民族が居住し、その総人口は60万人以上にのぼる。その中でも最も有力な部族が仏教徒であるチャクマ族で、バングラデシュ国内だけで25万人(1991年センサス)が居住している。

彼ら少数民族は、バングラデシュ独立直後からチッタゴン丘陵地帯における自治政府を要求していたが、ベンガル・ナショナリズムを掲げていた中央政府は少数民族に対する配慮を全く欠いていた。逆に中央政府は、平地のベンガル人の入植を押し進めたため、非少数民族と部族間での紛争が頻発するようになる。

このようなあからさまな少数民族差別に直面したチャクマ族は、1973年自らの政治団体「チッタゴン丘陵人民連帯連合協会」(PCJSS)の下に軍事組織「シャンティ・バヒニ」(平和軍)を結成し、バングラデシュからの分離独立を主張し始める。彼らと政府軍との対立が激しくなると、およそ6万人のチャクマ族が難民化し、国境を接するインドのトリプラ州やミゾラム州に逃げ込んだのであった。

その後、エルシャド国民党政権もカレダ・ジアBNP政権もPCJSSとの和平交渉を通じた紛争の平和的解決を模索し続けたが、対立の溝は深く、成果をあげることはできなかった。しかし、1996年にシェイク・ハシナが政権を取ると、事態は急速に動き始める。ハシナAL政権はまず、政権成立後の96年9月30日にアブル・ハシナト国會議長を委員長とし、野党も含めた各政党議員を委員とする国家チッ

タゴン丘陵地帯委員会(NCCHT)を設置し、チャクマ難民との交渉にあたらせた。96年12月21日にはNCCHTとPCJSSの初会合が開催されている。

1997年1月25日には第2回和平交渉が初めてダッカで開催された。2月にはNCCHTの委員がトリプラ州を訪問し州政府当局と会談、チャクマ難民についての協力を要請した。政府代表団は同州内にあるチャクマ難民キャンプも訪問し、チャクマ族代表と会談、帰還作業の進め方について話し合いをもった。3月の第3回和平交渉では早くもチャクマ族の安全な帰還に関して20項目の合意に達し、それにもとづいて3月28日からトリプラ州に居住していたチャクマ族難民の帰還が始まった。

その後、早ければ6月にも和平協定が締結されるのではないかという観測も流れたが、交渉は一時停滞する。その理由は第1に、協定書の内容についての交渉が微妙な段階に入ったためである。つまり、チッタゴン丘陵地帯における自治政府の樹立を認めるかどうか、同地帯に駐留する軍を撤退させるかどうか、そして以前はチャクマ族住民が所有していたが現在はベンガル人入植者が所有している土地の所有権をどうするか、という三つの重要な争点をめぐって、両者の駆引きが激しくなったのである。また、難民帰還過程に国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)の関与を認めるかどうかでも、UNHCRの関与を求めるチャクマ族側と第三者の介入を嫌う政府側との対立が見られた。第2の理由は、和平協定締結の機運が高まるにつれ、チャクマ族内部および中央政界での対立が表面化したことである。チャクマ族内部で和平協定締結を推進していたのは、PCJSS議長のシャントゥ・ラルマを中心とした稳健派であったが、他方、シャンティ・バヒニを中心とした強硬派は、あくまでも分離独立を獲得するために武装闘争を続けるべきだと主張した。6月にはラルマ議長暗殺未遂事件が発生したり、PCJSSの学生組織が和平交渉をめぐり2派に分裂するなど、PCJSS内部での対立が激しくなった。

また、和平交渉に参加していないパハリ族など他の少数民族からの要求も出てくるようになった。中央政界でも、和平交渉に対しては意見が分かれていた。軍の駐留問題については国軍自体の抵抗に加え、BNPを中心とした右派政党が軍の撤退に反対した。また、自治政府や土地問題については、チッタゴン丘陵地帯に居住するベンガル人入植者らの抵抗が強く、協定締結直前の10月に入るとチッタゴン丘陵県でホルタル(ゼネスト)が頻発するようになった。

しかし、両者はこのような困難を乗り越え、11月26日から開催された第7回和平交渉で最終合意に達し、12月2日、NCCHTとPCJSSはチッタゴン丘陵地帯和平

協定に調印した。ここに22年にわたったチャクマ族と政府との内戦が終了したのである。

協定の内容

チッタゴン丘陵地帯和平協定は、政府とチャクマ族代表の両者が「チッタゴン丘陵地帯を少数民族の居住する地域と考え、その特徴を保護し、地域の全体的な発展を達成する必要性を認識した」(総則-1)とする点で画期的であると言える。同協定では、チッタゴン丘陵地帯に居住する少数民族の権利が認められ、彼らの自治要求多くの点で実現された。

まず、ランガマティ、バンダルボン、カグラチャリの3丘陵県評議会の議員の中から選ばれた22人の議員から構成される地域評議会が設置されることになった。協定では、全議員の3分の2は少数民族出身者から選出されると定められた。少数民族議員はさらに、チャクマ、トリプラなど4少数民族の人口規模により配分される。さらに、国務大臣と同等の地位を持つ評議会議長は議員により選出されるが、必ず少数民族出身者が就任することになった。同様の規定は、チッタゴン丘陵地帯開発庁長官の任命および新たに設置されるチッタゴン丘陵地帯問題省大臣の任命についても見られる。

地域評議会の機能としては、3丘陵県の一般行政、警察行政、開発行政、災害救援などの各種事業の調整をすることとされている。また、少数民族難民が帰還した後の土地所有権の確定作業についても同評議会が関与することになった。

この他にも、少数民族に対してはさまざまな便宜が供与されることが決まっている。それらの内容は、土地なし層および2戸以下の土地持ち層に対する土地の貸与、利子の免除、5万%の定住化支援金の支給、低利融資の実施、教育振興策、および官公庁での雇用促進策などである。また、チッタゴン丘陵地帯開発のための財政出動も促されている。具体的には、インフラ整備事業と観光開発事業が挙げられている。これらの事業を遂行するにあたっては、環境保護に十分配慮すること、少数民族の伝統文化や遺産を十分に保護することとされた。このように、少数民族に対して政府側がさまざまな便宜を供与するということが明らかになるにつれ、PCJSS内では強硬派から和平派に鞍替えする者も次第に増えていき、PCJSS内の意見統一も容易になったと思われる。また、3月に始まった帰還作業がその後順調に進められたことも、和平派を勢いづけることになったであろう。

もちろん、政府側にもこの協定を締結するメリットはあった。まず第1に

PCJSSの武装解除が実施されることになった。その見返りとして、武装解除後のPCJSS構成員には恩赦を実施するとした。第2に、チッタゴン丘陵地帯に軍隊が今後も駐留を続けることが合意された。内戦によって臨時に設営された野営地などは撤去されることになったが、既存の駐屯地は今後も維持され、軍が常駐する。また、法秩序が悪化した場合や自然災害の発生時などには軍が出動することができると規定されたことで、右派勢力の言う「国民統合・主権の維持」を達成することができる。

協定締結の背景

この和平協定はチャクマ族をはじめとする少数民族に対して有利に見える内容であるが、中央政府にとっても長年の懸案事項を解決できると同時に、国軍の面子も保つことができる内容であったため、受け入れることができたと言える。以上のように、両者の利益がうまく調整できたがために協定の調印が可能であったのであるが、22年間も続いたチッタゴン丘陵問題が解決された、より根本的な背景も探る必要があるだろう。

まず第1に、少数民族問題の特徴を考慮に入れる必要がある。難民化したチャ

チッタゴン丘陵地帯和平協定関連日誌

1972年

3月7日 ▶PCJSS結成。

自治体法、可決。6月25日に地方自治体選挙を実施。

1973年

1月7日 ▶PCJSSの武装組織「シャンティバヒニ」が組織される。

1992年

8月1日 ▶PCJSS、停戦を宣言。以来、停戦は35回にわたり延長される。

1975年

ムジブル・ラフマン暗殺後、シャントゥ・ラルマはインドに逃亡。

11月5日 ▶カグラチャリでBNP政権とPCJSSの第1回会合開催。95年までに13回の協議を開催。

1976年

チッタゴン開発庁設置される。ベンガル人による入植開始。

1994年

2月15日 ▶インド・トリプラ州から1841人の少数民族が初めて帰還。

1985年

10月21日 ▶エルシャド政権とPCJSSの初会合開催。88年までに6回の協議を開催。

1996年

9月30日 ▶AL政権、NCCHTを設置。

1989年

2月15日 ▶国会でチッタゴン丘陵地帯地方

1997年

1月25日 ▶NCCHT・PCJSS第2回和平交渉。

クマ族の多くがインド東北州に流れ込むのと同時に、PCJSSの武装組織であるシャンティ・バヒニもトリプラ州に出撃基地を移した。このチャクマ難民の武装組織をインド政府もさまざまな形で援助してきたと言われている。一方、バングラデシュ側にも、インド東北州で分離独立運動をしているゲリラ組織の基地が存在し、バングラデシュ政府もその活動を黙認してきたと言われている。このため、少数民族問題は国内問題でありながら、同時にインドとの外交問題にも発展するものになった。つまり、インドの協力なくしてチッタゴン丘陵地帯の少数民族問題は解決できなくなってしまったのである。

その意味で、少数民族問題の解決にはインドとの二国間関係の展開が一つの鍵になる。1996年にインド、バングラデシュ両国で政権が交代し、二国間関係が急速に改善に向かうなか、インド・バングラデシュ両国は、国境をまたがる少数民族問題の解決に向けて協力することと反政府活動の取締りを強化することに合意する。このような外的環境の変化が少数民族問題の解決にとって追い風となったことは明らかである。特に、両国内での少数民族による反政府活動の取締りが合意されたことで、インド国内に活動拠点を移していたチャクマ族などのバングラデシュ少数民族は、隣国からの軍事活動をこれ以上継続することが非常に困難に

チッタゴン丘陵地帯和平協定関連日誌

- 28日 ▶インド・バングラデシュ合同作業部会、ニューデリーで開催。
- 29日 ▶国会、チッタゴン丘陵地帯県自治体評議会任期を1年間延長する法案を可決。
- 3月12日 ▶NCCHT・PCJSS第3回和平交渉。
- チャクマ族難民の帰還に合意。
- 28日 ▶トリプラ州からのチャクマ族難民の帰還が始まる。
- 4月8日 ▶インド・バングラデシュ国境警備隊協議開催。
- 21日 ▶国境警備隊、シレットの国境地帯でマニプル人反政府活動関係者36人を拘束。
- 5月11日 ▶NCCHT・PCJSS第4回和平交渉。
- 6月27日 ▶PCJSSの学生組織、和平交渉をめぐり2派に分裂。
- 7月4日 ▶チッタゴン丘陵地帯自治体評議会の任期が切れる。カグラチャリ県では暫定自治体評議会を設置。
- 14日 ▶NCCHT・PCJSS第5回和平交渉。
- 8月6日 ▶バンダルボン、ランガマティ両県の暫定自治体評議会が設置される。
- 9月14日 ▶NCCHT・PCJSS第6回和平交渉。
- 10月14日 ▶PCJSS特別議会、第6回和平交渉で合意した和平協定案を承認。
- 29日 ▶ベンガル人入植者組織と野党、チッタゴン丘陵地帯3県で全日ホルタル実施。
- 11月3日 ▶チャクマ王、チッタゴン丘陵地帯を訪問。
- 26日 ▶NCCHT・PCJSSの第7回和平交渉。
- 12月2日 ▶NCCHT・PCJSSと和平協定締結。
- 10日 ▶BNPなど7政党、チッタゴン丘陵地帯で和平協定取消を求めてホルタルを実施。

なった。それゆえ、チャクマ族としても、政府との和平は急務だったのである。

一方、問題解決に向けてのハシナAL政権の政治的意志も、和平協定が短期間に締結された重要な要因であろう。同政権がチッタゴン丘陵問題の解決を急いだ背景には、同地域の経済開発を促進するという意図があった。

チッタゴン丘陵地帯には、ガスや石油といった鉱物資源が豊富に存在すると言われている。また、チッタゴン丘陵地帯の豊かな自然を利用して、観光開発を進めるべきだという声が次第に高まってきている。ガス開発事業にじろ観光事業にじろ、バングラデシュにとっては重要な外貨獲得源になる。さらに、近年トリップラ、アッサムといったインド東北州との経済的関係を深めることによって、この地域の商工業の活性化を図っていこうとする動きも見られる。

しかし、チッタゴン丘陵地帯における政治的安定が確保されてはじめてこれらの経済開発は可能となる。この地域の土地問題が解決されなければガス開発は行えない。政治的安定が確保されなければ、外国資本を誘致することはできないし、観光開発などは到底不可能である。また、国境問題が解決されなければ、インド東北州との経済交流は進まないだろう。政権側にも、チッタゴン丘陵の少数民族問題を解決する十分なインセンティブがあったのである。

以上のように、インドとの二国間関係の大幅な改善と政府によるチッタゴン丘陵地帯における経済開発の可能性の認識といった二つの要因が大きく作用し、チャクマ族と政府との和解が成立したのである。

ロヒンガ難民問題の停滞

チャクマ族難民問題が解決の日の目を見る一方で、もう一つの少数民族問題であるロヒンガ難民問題は1997年もほとんど進展することがなかった。

ロヒンガ族はバングラデシュとミャンマーの国境地帯であるアラカン丘陵に住むムスリムの少数民族である。ロヒンガ族はミャンマー政府の少数民族迫害政策の対象となり、軍による強奪、強制労働、暴行にさらされてきたため、当局の迫害を逃れようと度々バングラデシュ側に難民として逃れてきた。例えば、1978年にはおよそ20万人が、90年から91年にかけては27万人がバングラデシュに流れ込んでいている。現在もおよそ2万2000人のロヒンガ族がバングラデシュ領内の難民キャンプに住んでいる。

1997年に入っての帰還者数は4月に帰還した200人程度でしかない。逆に、4月と7月にはミャンマーからのロヒンガ族の流入が増加し、これ以上の難民の流

入を抑制するためバングラデシュ国境警備隊が緊急配備される事態も生じている。難民増加の理由は、ロヒンガ族による政府軍基地への襲撃事件を契機に、ミャンマー国内での緊張が高まったためと見られている。また、仏教徒とイスラーム教徒との間の緊張が全国的に高まっており、ロヒンガ族と仏教徒との間での衝突が発生しているとも言われている。

難民の帰還作業がなかなか進まないことに苛立ったバングラデシュ政府は、7月ロヒンガ族の帰還再開を強行しようとする。これに反発した難民は警察と衝突、ついには難民キャンプを占拠してしまうという事件にまで発展した。結局、UNHCRが仲介に入り話し合いが持たれたが、帰還については本人の意思を尊重するというUNHCRの意向もあり、依然帰還作業は進んでいない。

ロヒンガ族の帰還が遅々として進まない理由は、何よりもミャンマー国内の事情に起因するものであろう。ミャンマー政府自身がロヒンガ難民の帰還については消極的である。1997年に開催された、ロヒンガ難民の帰還問題を話し合う高級事務レベル協議は1月と5月に2回開催されただけで、バングラデシュ政府の要請にもかかわらずなかなか話し合いの機会はもたれない。ロヒンガ難民問題の解決の前途は多難であると言わざるをえない。

政党再編の動き

チッタゴン丘陵地帯での内戦を終結させた和平協定は画期的な意義があるものだが、国内の政党間ではその評価が分かれている。対インド外交とこの少数民族問題をあわせて、国民統合やナショナリズムの問題として一括りにするならば、この問題を基軸に政党間の対立軸が形成され、政党再編の動きが出始めていると言えよう。

1月8日、汚職罪などで懲役13年の刑に服していたエルシャド元大統領は最高裁判上訴部から保釈を認められ、翌9日、1991年の民主化直後に逮捕されて以来6年25日ぶりに刑務所から出所した。これを機にエルシャド率いる国民党の党勢も盛り返すかと思われたが、3月にはカジ・ジャファル元首相が、国民党と連立政権を組んでいるハシナル政権の親インド外交政策を批判したこと、党中央から除名処分を受けた。4月にエルシャド国民党党首とジナト・ホセン国民党議員の不倫スキャンダルが発覚すると党内の不満が噴出し、カジ・ジャファルに加え、モアザム・ホセンやミザヌル・ラフマンらがエルシャド党首の辞任、党綱領の民主化、国民党から入閣したアンワール・マンジュ運輸相の辞任と連立政権からの

離脱を要求した。これら反エルシャド派への対応は二転三転したが、結局エルシャドは除名処分を下した。カジ・ジャファルらは、新党・国民党ジャファル・モアザム派を結成し、カジ・ジャファルとモアザム・ホセンが共同議長に、シャミム・マムンが書記長に就任した。

それ以外にも、5月に国民党ダッカ支部長のアブドゥル・マレク元ダッカ市長が離党してALに合流したり、6月にアブル・カシェム元議員がBNPに入党するなど、国民党は瓦解の危機に直面している。国民党は、1981年のクーデターでエルシャドがジアウル・ラフマンから政権を奪った後に、政治家や官僚、軍人などから寄集め的に作った翼賛政党であり、元来求心力は小さい。イデオロギー的にも中道右派に属するため、左右対立が明確になればなるほど、国民党の存在意義が失われる結果となるのである。

国民党から分裂したジャファル・モアザム派は、イスラーム統一戦線、民主連盟、人民党、進歩民族主義党、ムスリム連盟の右派5政党との反政府統一行動の可能性を探り始める。さらに、それら6政党はカレダ・ジアBNP党首と会談をもち、民族主義・イスラーム主義勢力を統合した国民戦線を結成することを呼びかけた。これらの政党は、現政権の親インド外交を「従属的である」と非難し、ガンジス河水配分条約について「インドによる支配につながる売国行為だ」と危惧を表明し、チッタゴン丘陵地帯和平協定については「国民統合を脅かす」ものだとして条約の破棄を求めている。これに対し、人民フォーラムなどの左派政党人がALへ合流する動きもあり、AL自らも右派勢力に対抗して進歩派勢力を統合する構えを見せている。

しかし、右派勢力の中心政党として期待されているBNPも決して一枚岩ではない。政党内部での対立・権力争いは地方支部を中心にして頻発している。また、BNPは相変わらず国会の審議に参加することを拒否し(そのため、ほとんどの重要法案はBNP議員欠席のまま可決されている)、街頭でのデモやホルタルを組織することによって与党政権に対抗しようとしている。しかし、このような「ホルタル政治」を継続することは政党への支持を失うものだとして反対する幹部議員もいる。右派勢力との協力の動きについても、ブイян書記長が「党のコミュナル化・イスラーム原理主義化につながる」として警戒感を露わにするなど、その評価は党内でも一定ではない。

これまで、バングラデシュの諸政党は分裂と合同を繰り返してきた。それは、どの政党も組織基盤が弱かったことにも起因するが、一方では政党を分断するよ

うな明確な対立軸がなかったことにも理由がある。対外政策や少数民族問題をめぐる国民統合・ナショナリズムといった問題基軸が、政党再編の契機になるかもしれない。

経 濟

工業部門の成長鈍化

1996/97年度のバングラデシュ経済は、95/96年度に引き続き高い成長を達成し、成長率は5.7%に達した。しかし、成長率の内訳を見ると、穀物生産が5.6%増えたなど、農業部門の成長率が6.0%にも達しているのに対し、過去5%以上の高い成長率を示してきた工業部門は3.6%の成長にとどまっていることからわかるように、高い経済成長率に寄与したのは農業部門での成長だった。低成長に終わった工業部門の中でも、製造業の成長率が3.3%にとどまっているのが目立つ。

その一方で、1996/97年度の輸出は14%増加し、輸出総額は44億1800万ドルに達した。特に、原料ジュート、縫製品、ニット製品といった品目の輸出増加が目立つ。96/97年度の輸入は71億2000万ドルと95/96年度からは3.5%の微増だったため、貿易収支は27億200万ドルの赤字にとどまった。しかし、96年11月の株価暴落の影響から資本が逃避したため、97年末の外貨準備高は15億4150万ドルにまで減少し、輸入3カ月分に必要な外貨を下回った。

また、輸出産業の競争力を維持するために、バングラデシュ銀行(中央銀行)は、タカの対ドル公定為替レートを1997年中に9回にわたり切り下げた。年始に1ドル=42.35ペソだった為替レートも、年末には45.30ペソと7%近くも下がった。しかし、アジアにおける通貨危機で、バングラデシュの輸出競争国通貨の対ドル・レートが軒並み切り下がっているので、輸出産業の競争力を維持するためには、98年以降もタカはさらに切り下げられざるをえないだろう。

こうした工業部門の不振の理由は、1997年の前半に特に顕在化した電力の供給不足、チッタゴン港をはじめとする産業部門での労使紛争の激化、野党の実施したホルタルによる経済活動の停止、96年の株価操作を発端とした株価の下落、膨大な不良債権の回収が進まないことなどを挙げることができる。そして、産業の不振にさらに追い打ちをかけるように発生した問題が、ヨーロッパ連合(EU)によるバングラデシュ製縫製品に対する一般特恵関税制度適用取消の問題である。

EUの一般特恵関税適用取消問題

バングラデシュ製の縫製品はEUから一般特恵関税制度の適用を受けており、EU向けのバングラデシュ製縫製品は無税でEU各国に輸入されている。しかし、バングラデシュの輸出促進局(EPB)がEUの定める条件を満たしていない国内の輸出業者に対し、一般特恵関税制度適用のための認可証を不正に発行していたことと、第三国(主にインド)で製造された製品がEUに無税で入れるように、バングラデシュで発効された認可証を不正に使用していたことがEUの調査で1月に明らかになった。

これを受けEUは、1994年以降違法に発効された1万3500件の一般特恵関税認可証を10月1日までに取り消すよう、バングラデシュ政府に要求した。EUは、適切な措置がとられなかった場合は、バングラデシュ縫製品に対する一般特恵関税制度の適用を今後は一切行わないという強硬な姿勢を見せた。ただし一方では、違法な認可証が取り消されれば、バングラデシュ製の縫製品輸出に対して、EU市場へのバングラデシュ製品の参入を容易にするため、原料である糸の生産からバングラデシュ国内で行わなければならないという規制を緩和することを申し出た。現在の原料生産地規制では、ニット製品については紡績、織布、縫製の3段階、毛織製品については織物と縫製の2段階を国内で行うことが一般特恵関税制度適用の条件となっている。EUは、ニット製品に対しても2段階転換、つまり第三国からの輸入糸から製造されたニット製品に対しても無税でEU市場に輸入されるよう、ルールを簡略化することを認めるという提案をしたのである。

バングラデシュ縫製品のEUへの輸出総額はおよそ7億ドルにのぼる。一般特恵関税制度の適用を取り消された場合、重要な輸出品目である縫製品のEU市場での競争力は失われる可能性がある。9月7日、バングラデシュ縫製品産業・輸出業協会(BGMEA)の強硬な反対を押し切るかたちで、政府は違法に発効された認可証の取消しを決めた。EUはこの政府の決断を評価、前述のニット製品に対する一般特恵関税制度適用ルールの緩和に合意した。

さらに、6月30日にEUは、今度はバングラデシュからの冷凍食品の輸入を禁止する措置を発表した。バングラデシュからイタリアに輸出された冷凍エビにサルモネラ菌が発見されたことがきっかけであった。その後EUがバングラデシュの冷凍食品製造工場を調査した結果、EUの衛生基準を下回る工場が数多く発見されたため、輸入禁止という措置に至ったのである。EU市場は、バングラデシュからの冷凍食品輸出の半分以上を占め、1996/97年度の輸出総額は3億2200万ドル

にのぼる。これに追打ちをかけるように、9月14日には、クウェートがバングラデシュからの冷凍食品の輸入を禁止した。もっとも、EUは93年からバングラデシュの冷凍食品工場の衛生基準をEUの基準にまで高めることを要求していた。

国有企業の民営化

一般特恵関税制度の問題以上にバングラデシュ経済にとって問題なのは、国営企業の民営化であろう。この問題については、民営化プログラムの実行を援助の供与条件としている世界銀行やドナー諸国だけでなく、国内の民間経済界も赤字国営企業の存在が経済全体の重荷になっているとして、政府に対し早急に民営化を進めるよう求めている。政府が国営企業に交付している補助金は年に250億㌦、過去21年間の累積では4200億㌦にのぼると言われ、政府にとっても非常な財政負担を強いられている状況にある。

現ハシナAL政権も、国営企業の民営化問題に真摯に取り組む姿勢を見せてはいる。その姿勢が最もよく現れたのが、4月23日にカジ・ザフルラーを民営化庁長官に任命したことである。ザフルラー新長官は、民間のリライアンス・グループ社長で、その指導力には定評がある。国営企業の民営化を推し進める機構のトップに官僚や政治家ではなく、民間の実業家が任命されたことは注目すべき点である。また、民営化庁には、与野党の国会議員や、民間出身者、学界出身者など幅広く人材が集められ、より積極的に民営化を押し進める体制づくりがなされた。

これまでに民営化庁は、219社を民営化対象として指定したが、1996/97年度内の民営化対象企業とされた61社のうち、政府が認可を与えたのはわずか17社であった。しかし、実際に民営化された企業はALが政権に就いてからはほとんどない。確かに、国営企業の民営化には非常に困難な問題がつきまとつ。まず第1に、雇用削減に強硬に反対する労働組合が存在する。しかも、その中には政権党的支持基盤となっている労働組合もある。第2に、民営化によって自らの影響力を失う可能性のある地元政治家も反対勢力として力を持っている。第3に、既得権益を失いたくない官僚も民営化には反対する。そして最後に、民営化するためには民間に売却先がなければならない。しかし、赤字を抱え、設備も老朽化したままの企業を買いたいという実業家はバングラデシュには多くない。また、国営企業の株式を市場に上場しようとしても、昨今のダッカ証券取引所やチッタゴン証券取引所では、96年に起きた株価操作事件の後遺症から株価は低迷したままであり、取引きも活発ではないため、はたして国営企業の株式の引取り手がいるか

どうかわからない。

しかし、1997年の後半になって民営化も徐々に進展し始めた。11月23日には、国営ロイヤル繊維工場がバングラデシュ人実業家に売却された。また、韓国の企業などが機械工場などの買収に興味を示している。政府内では、国営の工場を労働者に引渡す案も検討されているようである。

対外関係

対インド関係

1996年12月13日に締結されたガンジス河水配分協定は97年1月1日に発効した。この条約が内容どおり実行されるかが注目されたが、これまでのところ特に問題は起こっておらず、インド、バングラデシュ両国は条約を遵守してきたと言える。ガンジス河の水量の監視やファラッカ堰にかかる問題を処理するために設置された合同委員会も定期的に開催され、両政府に報告書も提出している。合同河川委員会も7年ぶりに開催され、条約に定められたところの「他の共通河川に関する河水配分条約・合意を締結する」ことを目指して、年内に5回の会合がもたれた。そして、8月30日の会合では早くもティスター河の河水配分協定を締結することで基本合意に達している。

ガンジス河水配分協定が新たな二国間関係への大きな転換点となったことは明らかである。水資源問題が解決されたことで、他の分野における協力促進の突破口が開かれたのである。1月6日にはゴウダ・インド首相がバングラデシュを訪問し、ハシナ首相との首脳会談が開催された。ここでは、経済・通商問題、ガンジス河以外の河川問題、インド物資のバングラデシュ国内通過権問題、少数民族反政府活動の取締りなど広範な問題が話し合われ、各分野について事務レベル協議を続けていくことが合意された。その後の二国間の首脳レベルでの会合は、国際会議開催にあわせた会談以外ほとんど開催されず、華々しい成果を挙げることはなかったが、1月の首脳会談で合意されたように、事務レベルでの地道な交渉が継続され、二国間関係の良好な推移に貢献した。

3月10日にはニューデリーで合同経済委員会が開催され、1963年の印パ紛争以来停止されている両国を結ぶ鉄道の運行を再開することなどが合意された。5月22日にはインド国有鉄道とバングラデシュ国有鉄道の事務レベル協議がダッカで開催されている。また、9月21日にはダッカで運輸省事務レベル協議が開催され、

インドとバングラデシュを結ぶ直通バス運行の可能性が話し合われるなど、両国間の交流を促進するため、鉄道・道路網など国境貿易のためのインフラを整備する必要性が認識されている。

事務レベル協議で最も進展があった分野は、国境問題に関するものであろう。両国内務省、外務省、国境警備隊から構成される合同作業部会の開催が1月の首脳会談で合意されたが、1月28日には早くも合同作業部会会合がニューデリーで2年ぶりに開催され、国境地帯での反政府活動の取締りや、チャクマ難民の帰還問題などが話し合われた。さらに、2月27日には両国内務省事務次官級協議がニューデリーで開催されている。両国の国境警備隊による協議は1997年中に6回開催され、国境地帯での反政府活動、密貿易、犯罪などの取締りを強化することで合意している。また、国境線の確定問題も話し合われた。

軍事レベルでの交流もなされ、4月29日にムハンマド・ラフマン・バングラデシュ陸軍参謀総長がインドを訪問すると、シャンカル・ロイ・インド陸軍参謀総長が8月にバングラデシュを訪問し、陸・海・空の各軍参謀総長と会合をもつなど、軍事レベルでの信頼醸成へ向けた動きも見られた。

1972年に締結されたインド・バングラデシュ友好条約は3月18日に25年の有効期限を迎えるが、両国が更新の申請をしなかったため、失効した。インド軍のバングラデシュ領通過権を認めていたこの条約は、バングラデシュにとって著しく不平等であると国内での批判が強かったため、バングラデシュ政府が自らその更新を求める可能性は少なかった。また、バングラデシュ政府が「条約の中の多くの規定は、SAARCや南アジア特恵貿易協定(SAPTA)の中に取り込まれたため、もはや時代遅れである」と声明したように、両国政府とも同条約の有効性はない見なしたようである。しかし、11月8日にインド・バングラデシュ内水通行・貿易議定書が更新されたように、実質的なレベルでの協力は積極的に進められている。

多国間外交の新たな展開

大国インドに取り囲まれたバングラデシュは、単独ではパワー・ポリティクスの支配的な国際社会では不利な立場におかれため、従来から国連やSAARCといった国際機構や多国間地域協力機構での外交を積極的に展開してきた。1997年のバングラデシュ外交ではSAARC以外の多国間地域協力機構への積極的関与が目立った。

5月にモルジブで開催された第9回SAARC首脳会議では、SAARC特恵品目の



日本を訪問し、橋本首相と挨拶するハシナ首相(WWP)

目的とする。1月6日のインド・バングラデシュ首脳会談でSAARCの下位地域協力機構の設立が議題になり、4月2日にはカトマンドゥで開催された4カ国の外務事務次官級協議で、バングラデシュとネパールが共同で用意したコンセプト・ペーパーが基本的に合意された。SAGQは、インドの中でも特に経済開発が遅れ、少数民族による反政府活動が活発化しているインド東北州とそれを取り囲むバングラデシュ、ネパール、ブータンの経済交流を活性化することを目的としている。そのため、この構想から排除されたパキスタンが、SAARCの下にさらに多国間機構を創設することに反対している。

6月6日には、バングラデシュ、インド、スリランカ、タイの4カ国がバンコクで閣僚級会議を開催し、新たな経済協力機構「バングラデシュ・インド・スリランカ・タイ経済協力」(BISTEC)が発足した。新機構は、貿易、投資、人材開発、インフラなど8分野での協力を深めていくことで合意した。この組織は、ベンガル湾を取り囲む4カ国間での貿易や投資の促進を目的としており、SAARCと東南アジア諸国連合(ASEAN)とをつなぐ「架け橋」(タイ外務省)を目指す。BISTECの設立においては、ASEAN内の主導権確保と南アジア地域への経済的進出を狙うタイがイニシアチブを取った。当初はミャンマーはオブザーバー参加であったが、12月22日に開かれたBISTEC高級事務レベル協議でミャンマーの正式参加が認められ、名称もミャンマーの英語表記の頭文字を加えて“BIMSTEC”となった。

1997年に新たに設立されたもう一つの多国間協力機構が、イスラーム圏発展途上8カ国会議(D-8)である。イスラーム諸国会議機構(OIC)に参加しているトル

コロナウイルスの拡大と2001年に南アジア自由貿易地域(SAFTA)を実現することに合意した。しかし、バングラデシュ政府がより深く関与したのが、SAARCの下位地域協力機構として位置づけられる南アジア成長4角地帯(SAGQ)創設構想である。SAGQは、SAARCのなかで地理的に北東部に位置するバングラデシュ、インド、ネパール、ブータンの4カ国間での経済交流を促進することを

コ、イラン、パキスタン、バングラデシュ、インドネシア、ナイジェリア、マレーシアの8カ国が単一貿易圏の結成を目的に、新機構を設立した。機構の設立にイニシアチブをとったトルコのチルレル外相は、「加盟国の人口をあわせると8億になり、潜在的な可能性はある。将来的にはイスラーム教国以外の国の加盟を認めていきたい」と意欲的だが、同機構の将来性には疑問も多い。加盟国間の経済的格差が非常に大きいし、政治体制もばらばらである。そして何よりも、加盟国間の貿易量はわずかでしかない。6月15日にイスタンブールで開催された首脳会議で正式発足したD-8であるが、この多国間経済協力機構が加盟国にとってどの程度の意味を持つものなのかはまだはっきりしない。

また、1997年に新たに設立された多国間協力機構の中で最も規模の大きなものが、環インド洋地域協力連合(IOR-ARC)であろう。3月5日にモーリシャスで開催された閣僚会議で正式に発足したIOR-ARCは、インド洋を取り囲む14カ国が加盟しており、相互の関税引下げや自由化を図りながら域内貿易を拡大していくことを目的としている。バングラデシュは、設立時にはエジプトなどと並びオブザーバー資格での参加だったが、8月には正式加盟が認められている(公式の加盟は次の閣僚会議で決定される予定)。

なお、ハシナ首相は7月1日から6日間の日程で日本を訪問した。訪日の主な目的は日本からバングラデシュへの投資促進で、両国は投資保護協定および無償資金援助協定を締結した。7月2日には橋本首相と会談し、バングラデシュ南部のルプシャ川の架橋建設とモンゴラ港開発事業に先立って、専門家調査団を年内に派遣することで合意した。

1998年の課題

ガンジス河水利権問題と少数民族問題という二つの大きな課題の解決に成功したハシナ政権であるが、1998年は国内の諸問題の解決に向けて地道な努力が必要とされるであろう。まずは与野党が議会政治の原点に返り、街頭ではなく国会内で政治が行われなければならない。その上で、ハシナ政権は本格的に経済開発に乗り出す必要がある。特に、さらなる自由化と民営化の推進が課題となるであろう。政権発足以来2年間、比較的順調に政治の舵取りをしてきたAL政権であるが、残された課題は、諸利益が錯綜し、解決が非常に難しいものばかりである。残りの任期でどれだけの成果を挙げられるかによって今後のバングラデシュの行方は大きく左右されるであろう。

(動向分析部)

- 1月 1日 バングラデシュ・ガンジス河水配分協定、発効。
- 6日 バングラデシュ・ゴウダ・インド首相、来訪。
- 8日 バングラデシュ・エルシャド元大統領、最高裁上訴部から保釈を認められる。
- 10日 バングラデシュ・メージャー英首相、来訪。
- 14日 バングラデシュ・アワミ連盟(AL)と民族主義党(BNP)、国会審議再開で合意。
内閣改造。
- 19日 バングラデシュ・阮崇武・中国海南省長、来訪。
- 23日 バングラデシュ・ラフェル米国務次官補代理、来訪。
- 25日 バングラデシュ・政府とチッタゴン丘陵人民連帯連合協会(PCJSS)の間で、和平交渉始まる。
- 26日 バングラデシュ・トファエル・アーメド商工相、ベルギー訪問。
- 2月 2日 バングラデシュ・ハシナ首相、ワシントンで開催の世界マイクロクレジット・サミットに出席。
- 15日 バングラデシュ・ハシナ首相、ニューデリーでゴウダ・インド首相と会談。
- 16日 バングラデシュ・国会第3会期、召集。
- 17日 バングラデシュ・マンツール・エラヒ元顧問評議会委員、民営化庁の新長官に任命される。
- 18日 バングラデシュ・タクリルガオン1区補欠選挙、実施。ALのチャンドラ・センが当選。BNPとイスラーム協会は選挙に不参加。
アフサル・カーン公共事業相、スラム住民強制排除の責任をとって辞任。
- 22日 バングラデシュ・ダッカ国際貿易博'97、開催。
- 26日 バングラデシュ・チャールズ英皇太子、来訪。
- 3月 1日 バングラデシュ・電気料金、5%の値上げ。
- 3日 バングラデシュ・アザド外相、パキスタンを訪問。
BNP、1カ月にわたる反政府デモ開始。
- 4日 バングラデシュ・国会、破産法を可決。
- 5日 バングラデシュ・ラモス・フィリピン大統領、来訪。
- 9日 バングラデシュ・キエト・ベトナム首相、来訪。
バングラデシュ・PCJSSとチャクマ族難民の帰還に関する20項目の合意に達する。
- 10日 バングラデシュ・ゴウダ・インド・合同経済委員会、ニューデリーで始まる。
バングラデシュ・国会、銀行法改正案を可決。
- 14日 バングラデシュ・M・A・マンナン労働・人的資源担当国務相、サウジアラビア訪問。
- 15日 バングラデシュ・コンテナ積載作業の機械化に反発したチッタゴン港湾労働者、ストライキに突入。
- 18日 バングラデシュ・インド・友好協力条約、失効。
バングラデシュ・タカの対ドル・レート、45¹⁴/₁₅(1¹⁴/₁₅=100¹⁴/₁₅)切り下げ(1¹⁴/₁₅=43.1¹⁴/₁₅)。
- 20日 バングラデシュ・ペラヤティ・イラン外相、来訪。
- 24日 バングラデシュ・4人のBNP幹部、1974年特別権限法により拘束される。
- 22日 バングラデシュ・ハシナ首相、イスラーム諸国会議機構(OIC)出席のためパキスタン訪問。
- 25日 バングラデシュ・デミル・トルコ大統領、アラファトPLO議長、マンデラ南ア大統領がバングラデシュ独立記念式典出席のため来訪。
- 26日 バングラデシュ・初の移動電話事業体グラミン・テレコム、発足。
- 28日 バングラデシュ・トリブラ州からのチャクマ族難民の帰還が始まる。
- 29日 バングラデシュ・羅幹・中国国務院秘書長、来訪。
- 4月 1日 バングラデシュ・アザド外相、韓国訪問。
- 2日 バングラデシュ・証券取引委員会、上場企業および証券会社の42人を株価操作の容疑で起訴。
- 5日 バングラデシュ・ロヒンガ難民の流入を防ぐため警戒態勢に入る。
- 6日 バングラデシュ・ムジブル・ラフマン殺人事件公判の審理始まる。
アザド外相、非同盟諸国閣僚会議出席のため、インド訪問。グジェラル外相と会談。
- 9日 バングラデシュ・ヴェルナール・ホイヤー・ドイツ外務担当国務相、来訪。
- 12日 バングラデシュ・汚職摘発局、カビル・ホセン前土地

問題国務相を含む3人を収賄容疑で起訴。

13日 ▶ジャヤクマール・シンガポール外相、來訪。

23日 ▶カジ・ザフルラー・リライアンスグループ社長、新民営化庁長官に任命される。

25日 ▶国会、化学兵器禁止条約を批准。

26日 ▶バングラデシュ縫製品産業・輸出業協会(BGMEA)、ステファン・ソラーズ元米国下院議員とロビースト契約を結ぶ。

▶M・A・マンナン労働・人的資源担当国務相、クウェート訪問。

29日 ▶ムハマド・ラフマン陸軍参謀総長、インド訪問。

5月4日 ▶米国平和部隊、バングラデシュで33年ぶりに活動を再開することを決定。

5日 ▶株価操作疑惑の責任を取り、ダッカ証券取引所副所長を含む4人の評議員が辞任。

10日 ▶国会第4会期、召集。

▶アザド外相、モルジブで開催のSAARC閣僚会議に出席。

11日 ▶キプリア蔵相、アジア開発銀行第30回年次総会に出席するため日本訪問。

▶ダッカ証券取引所評議会、イムティヤズ・ホセン所長を不信任動議で解任。新所長にホク・ホウラダーを選出。

12日 ▶ハシナ首相、モルジブの首都マレで開催の第9回南アジア地域協力連合(SAARC)首脳会議に出席。

17日 ▶汚職摘発局、ミア元住宅・公共事業相らBNP関係者8人を横領容疑で起訴。

19日 ▶バングラデシュ銀行、公定歩合を0.5%引き上げ、7.5%に。

▶サイクロンが南東部の沿岸地帯に上陸、100人以上が死亡、2万人以上が負傷。ハシナ首相は、スペイン訪問予定を延期。

24日 ▶フジモリ・ペルー大統領、来訪。南北アメリカ諸国首脳の訪問は初めて。

25日 ▶最高裁高等部、特別権限法で拘束されたBNP幹部5人の即時釈放を当局に指示。

29日 ▶政府、金曜日と土曜日の2日を休日とする決定を発表。

▶サウジアラビアから801人のバングラデシュ人出稼ぎ労働者が送還される。

30日 ▶ムハマド・ナシム郵政相、中国訪問。

6月1日 ▶中央行政官庁職員、勤務時間の変更に反発し、合同庁舎内でデモ。

4日 ▶エルシャド国民党(JP)党首、カジ・ジャファルら幹部3人を除名処分に。

5日 ▶ダッカ上下水道局、水道料金を5%値上げ。

6日 ▶「バングラデシュ・インド・スリランカ・タイ経済協力」(BISTEC)が発足。

10日 ▶国会第5会期、召集。

12日 ▶クリントン米大統領、ジョン・ホルツマンを駐バングラデシュ大使に任命。

13日 ▶アザド外相、サウジアラビア訪問。

15日 ▶イスラーム圏発展途上8カ国会議(D8)発足。ハシナ首相、首脳会議に出席。

▶モウルビバザールにある米国オクシデンタル社のガス田掘削現場で爆発。

19日 ▶アラムギル計画担当国務相、第5次5カ年計画の草案をハシナ首相に提出。

22日 ▶国会、96/97年度補正予算案を可決。

29日 ▶国会、金融法を可決。

30日 ▶マニクゴンジュ3区補欠選挙、実施。BNPのアブドル・ワハブ・カーンが当選。

▶汚職摘発局、アリ元食糧相を含む6人を横領の容疑で起訴。

▶国会、97/98年度予算案を可決。

▶JPから除名処分を受けたカジ・ジャファルとモアザム・ホセンが新党を設立。

7月1日 ▶ハシナ首相、日本訪問。2日に橋本龍太郎首相と会談。

3日 ▶ハルヌル・ラシド証券取引委員会委

バングラデシュ

員長、突然の辞任。アブ・サイードが新委員長に就任(13日)。

4日 バングラデシュ・フィリピン合同經濟委員会、マニラで開催。

8日 サエム元大統領、死去。

12日 ハシナ首相、ドイツ訪問。

13日 M・A・マンナン労働・人的資源担当国務相、サイパン訪問。

14日 モンスーンによる洪水で全土で約50万人が被災、83人が死亡。

15日 イランと投資保護協定締結。

16日 EU、48工場にEUへの冷凍食品輸出仮許可を与える。

17日 バングラデシュ・エネルギー研究所の原子炉、冷却システムの放射能漏れ事故が発生し、運転を中止。

19日 第32回インド・バングラデシュ合同河川委員会、7年ぶりにダッカで開催。

20日 タカの対ドル・レート、45%切り下げ(1% = 44%)。

21日 トファエル・アーメド商工相、タイ訪問。

ロヒンガ難民、ミャンマーへの帰国を拒否し、難民キャンプ内でデモ。

28日 M・A・マンナン労働・人的資源担当国務相、マレーシア訪問。

29日 EU、バングラデシュからのエビの輸入を全面禁止。

30日 労働組合全国連合組織、政府との賃上げ交渉が決裂、全国24時間ストに突入。

8月5日 シャンカル・チョウドリ・インド陸軍参謀総長、来訪。

6日 バンダルボン県とランガマティ県の暫定自治政府評議会、設置される。

EU、バングラデシュからの冷凍食品輸入禁止措置の1ヵ月延長を決定。

10日 シェド・ホセン地方自治・農村開発・協同組合担当国務相、辞任。

11日 マレーシアとバングラデシュの合弁移動電話会社AKTELサービス、営業開始。

17日 タカの対ドル・レート、45%切り下げ(1% = 44.45%)。

18日 政府、石油価格を値上げ。

19日 バングラデシュの環インド洋地域協力連合(IOR-ARC)への加盟が認められる。

21日 投資庁内に韓国デスク設置される。

23日 佐藤光夫アジア開発銀行総裁、来訪。

30日 国会第6会期、召集。

31日 シュクラ・ネパール商業相、来訪。

9月1日 ネパール・バングラデシュ通過権協定、発効。

電力料金、1%当たり5%値上げ。

3日 ハシナ首相、インドネシア、フィリピン訪問。

4日 国会、グラム評議会法案とユニオン評議会法改正案を可決。

10日 カール・インデルファース米国務次官補(南アジア担当)、来訪。

アザド外相、英国訪問。

12日 トファエル・アーメド商工相、ルーマニア、ベルギー訪問。

14日 クウェート、バングラデシュからの冷凍食品輸入を禁止。

15日 クレア・ショート英國開発相、来訪。

16日 モスタフィズル・ラフマン、新外務事務次官に就任。

18日 全国の政府系病院の看護婦が全日ストライキに突入。

19日 キブリア蔵相、香港訪問。

27日 サイクロンが南部沿岸地方に上陸、

50人以上が死亡。

モハンマド・カタック・パキスタン空軍參謀総長、來訪。

28日 アザド外相、第52回国連総会出席のため、ニューヨークに出発。

[10月] 6日 内閣、大幅な質上げを内容とした人事院勧告を了承。

7日 中央行政官庁職員、人事院勧告の変更を求めて合同官舎内でデモ。

9日 ピーマン・大韓航空合同貨物運送、營業開始。

13日 ウォルフェンゾン世銀総裁、來訪。

トングで竜巻が発生、25人が死亡。

14日 シェド・ホセン、新国防省事務次官に就任。

15日 電力開発公社、米国のスミス社、クルナ電力会社の2社と発電事業契約に調印。

21日 呉邦国中国副首相、來訪。

23日 ハシナ首相、エディンバラで開催された英連邦首脳会議出席のため英國訪問。

タカの対ドル・レート、40%切り下げ(1フロント=44.85%)。

サウジアラビアから出稼ぎ労働者2500人が強制退去処分を受け、帰国。

30日 民族社会党ラブ派とイヌ派が合同。

[11月] 1日 国会第7会期、召集。

3日 チャクマ・ラジャ・ロイ(チャクマ王)、チッタゴン丘陵地帯を訪問し、チャクマ族とベンガル人の平和共存を訴える。

4日 バングラデシュ援助国会議、ダッカで開催。19億ルピーの援助供与を決定。

BNPと6政党、援助国会議開催にあわせて半日ホルタル実施。

9日 ラザック水資源相、中国訪問。

10日 ダッカ、チッタゴンなどのジュート・繊維・綿工場労働者、ストライキを実施。

12日 証券取引委員会法改正案が成立。

16日 14の国会常任委員会が設置される。

18日 オルブ赖ト米国務長官の来訪計画、イラク情勢の緊迫化のため取り止め。

20日 バングラデシュ、インド、パキスタンの3カ国ビジネス・サミット、パキスタンでの政治危機のため1998年1月まで延期。

21日 チッタゴン地方でマグニチュード6規模の地震があり、22人が死亡。

23日 タカの対ドル・レート、45%切り下げ(1フロント=45.30%)。同時に公定歩合が0.5%引き上げられ、8%に。

24日 政府、国営ロイヤル繊維工場をバングラデシュ人実業家に売却。

26日 前外務事務次官のファルーク・ショパン、投資庁長官に任命される。

27日 アザド外相、SAARC閣僚会議参加のためモルジブに出発。

[12月] 1日 ユニオン評議会選挙が始まる。

2日 政府、PCJSSと和平協定締結。

4日 アザド外相、イスラーム諸国会議機構(OIC)閣僚会議に出席のため、イラン訪問。

5日 チッタゴン丘陵地帯のベンガル人入植者、和平協定締結に反対しデモを実施。

8日 ハシナ首相、イスラーム諸国会議機構(OIC)サミットに出席のため、イラン訪問。

11日 ムジブル・ラフマンの肖像を印刷した新10ルピー札が発行される。

19日 サイパンと出稼ぎ労働者受け入れについての了解覚書に基本合意。

20日 メルカート・オランダ社会福祉・雇用相、来訪(～26日)。

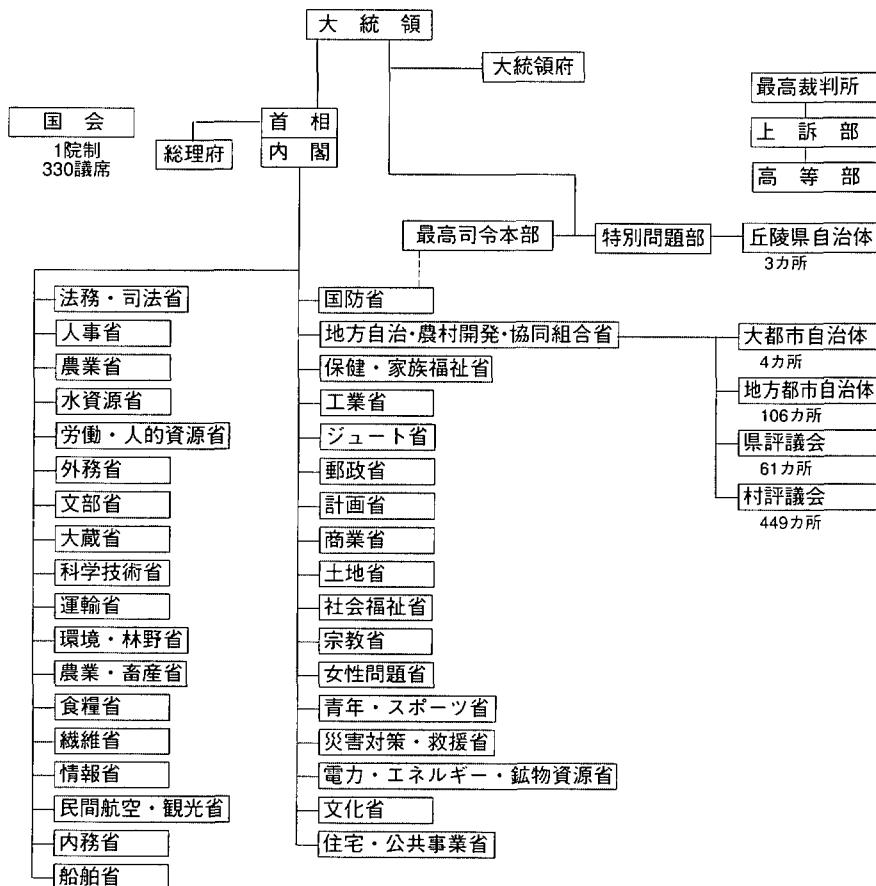
22日 アザド外相、ネパール訪問。

24日 ムスタフィズル・ラフマン少将、陸軍参謀総長に就任。

ラキブル・ラフマン、ダッカ証券取引所新所長に選任される。

31日 内閣改造。

① 國家結構圖



② バングラデシュ閣僚名簿

(1996年6月23日成立／97年12月末現在)

閻內相

首相、国防相、人事相、内閣官房(兼任)

Sheikh Hasina

外相 Abdus Samad Azad

地方行政・農村開発・協同組合相

Md Zillur Rahman

藏相

Shah A M S Kibria

文部相 科學技術相(兼任) A. S. H. K. Sadek

水資源相 Abdur Razzak

商業相、工業相(兼任) Tofael Ahmed

電力・エネルギー・鉱物資源相

Noor Uddin Khan(退役少将)

内務相

Rafiqul Islam(退役少佐)

郵政相

Mohammad Nasim

農業相、食糧相(兼任)

Begum Matia Chowdhury

運輸相

Anwar Hussain Manju(国民党)

保健・家族福祉相

Salahuddin Yusuf

船舶相

A. S. M. Abdur Rab(民族社会党・Rab派)

環境・林野相

Sajeda Chowdhury

法務・議会問題相

Abdul Matin Khasru

民間航空・観光相

Mosharraf Hossain

労働・人的資源相

M. A. Mannan

閣外相(國務大臣)

社会福祉、女性・児童問題担当

Mozammel Hossain

畜産問題担当

Satish Chandra Roy

青年・スポーツ、文化担当

Obaidul Kader

外交担当

Md Abul Hasan Chowdhury

地方自治・農村開発・協同組合担当

Mofazzal Hossain Choudhury Maya

宗教問題担当

Maulana Md Nurul Islam

ジュート担当

A. K. Faizul Haque

織維担当

AKM Jahangir Hossain

土地担当

Hajee Rashed Mosharraf

情報担当

Abu Sayeed

保健・家族福祉担当

M. Amanullah Khan

災害対策・救援担当

Talukder Abdul Khaleq

計画担当

Mohiuddin Khan Alamgir

エネルギー・電力・鉱物資源担当

Rafiqul Islam

初等・大衆教育担当 Zinnatunnessa Talukdar

無任所

Kalparanjan Chakma

船舶副大臣

Saber Hossain Choudhury

食糧副大臣

Dhirendra Devnath Shambhu

③ チッタゴン丘陵地帯和平協定

(抄訳)

バングラデシュ国家の主権とバングラデシュ人民共和国憲法の法域たるバングラデシュのチッタゴン丘陵地帯における領土的統一を完全に、かつ確固として擁護しつつ、バングラデシュ人民共和国を代表する国家チッタゴン丘陵地帯委員会とチッタゴン丘陵人民連帯連合協会(PCJSS)は、チッタゴン丘陵地帯の全ての人々の政治的、社会的、文化的、教育的、および経済的権利を保障し、社会的・経済的発展段階を促進し、バングラデシュ全人民の権利とその発展を守るために、4部(1, 2, 3, 4)からなる次のような合意に達した。

1 総則

(1) 両者は、チッタゴン丘陵地帯を少数民族の居住する地域と考え、その特徴を保護し地域の全体的な発展を達成する必要があることを認識した。

(2) 両者は、協定の他の部分で規定された同意と責務を達成するために、関連する法律、規定、手続を早急に制定、変更、修正、および統合することを決定した。

(3) 協定の実行過程を監視するために、以下の構成員からなる実行委員会が設置される。
(i)首相により任命される委員：議長、(ii)協定の規定により設置される作業部会の議長：委員、(iii)チッタゴン丘陵人民連帯連合協会議長：委員。

(4) 本協定は両者による締結と執行の日より発効する。本協定は、その発効日から全ての段階が協定どおり執行されるまで有効である。

2 チッタゴン丘陵地帯自治政府評議会/丘陵県評議会

両者は、本協定が効力をもつ前に、現在の1989年チッタゴン丘陵県自治体評議会法(1989年ランガマティ県自治体評議会法, 1989年パンダルボン県自治体評議会法, 1989年カグラチャリ県自治体評議会法)および他の条項を変更、修正、統合、および廃止することに同意した。

(1)～(35)(省略)

3 丘陵地帯地域評議会

(1) 地域評議会は、3丘陵県の1989年地方自治評議会法の一部をさらに強化し効果的なものとすることに留意しつつ修正することにより、3丘陵県地方自治評議会を合同して設置される。

(2) 本評議会の議長は、選挙で選ばれた本評議会委員により互選される。議長は国務大臣と同等の地位を保障され、議長は少数民族出身でなければならない。

(3) 本評議会は、議長も含め22人の委員から構成される。全委員の3分の2は少数民族から選出される。

本評議会の構成は次のとおり：議長1人、男性委員(少数民族出身)12人、女性委員(少数民族出身)2人、男性委員(非少数民族出身)6人、女性委員(非少数民族出身)1人。

全少数民族男性委員のうち、5人がチャクマ族より、3人がマルマ族より、2人がトリプラ族より、1人がモラン族とタンチョウンガ族より選出される。

非少数民族男性委員は、各県から2人ずつ選任される。少数民族女性委員の場合、チャクマ族より1人、他の少数民族から1人選出される。

(4) (省略)

(5) 本評議会の委員は、選挙で選ばれた3丘陵県評議会議員により互選される。3丘陵県の議長は本評議会の職権上の委員であり、彼らは投票権を保持する(中略)。

(6) 本評議会の任期は5年とする(中略)。

(7) 行政長官は中央政府の部長相当とし、評議会において任命される。また、同職の任命においては少数民族出身者を優先する。

(8) a) 本評議会の議長職が空席の場合は、暫定的に3丘陵県評議会の委員により、本評議会の他の少数民族委員のなかから選出される。

b) (省略)

(9) a) 3丘陵県評議会の指揮下にある全ての開発事業が、(中略)本評議会により調整される。3丘陵県評議会に課された義務の遂行時に紛争および調整の欠如がある場合は、地域評議会の決定を最終的なものとする。

b) (省略)

c) 地域評議会は、3丘陵県の一般行政、法秩序、および開発に関する問題について調整し、監視する。

d) 本評議会は、NGO活動の調整も含め、災害対策および救援活動において指示を与える。

e) 少数民族法および社会正義は、地域評議会が取り扱う。

f) (省略)

(10) チッタゴン丘陵地帯開発庁は、本評議会の一般的、全般的な管轄の下、定められた業務を遂行する。政府は、本開発庁の長官の任命において少数民族出身者を優先する。

(11) (省略)

(12) 地域評議会が選挙によって設置されない場合は、政府が暫定地域評議会を設置し、暫定地域評議会に本評議会の責務を負わせる。

(13)～(14) (省略)

4 定住化、大赦、その他

両者はチッタゴン丘陵地帯に常態を回復するため、またその目的を達成するために定住化、大赦、およびその他の関連した問題および事業に関する計画を実行していくことに合意し、次のような立場をとる。

(1) 1997年3月9日、政府と少数民族難民代表者は、トリプラ州のアガルタラで、トリプラ州に居住する少数民族難民の帰還に関する合意に調印した。この協定の下で、少数民族難民の帰還が97年3月28日に開始された。この作業は継続され、PCJSSの指導者はこの点に関しあらゆる協力をすると。3丘陵県内に居住する国内難民は、作業部会による適切な確定作業を通じ、定住を行う。

(2) 少数民族住民の土地登記録および所有権は、少数民族住民の土地所有権が最終確定された後確定される。この目的を達成するため、政府はチッタゴン丘陵地帯における土地調査を開始し、この協定により設置される地域評議会との協力の下、適切な調査および検証を通じて土地に関する全ての紛争を解決する。これらの諸手続は、政府とPCJSS間での本協定の調印、実行および少数民族難民と国内少数民族の定住化後早急に実行される。

(3) 政府は土地なし少数民族または1戸当たり2エー以下の土地を保有する少数民族に、土地利用可能性があれば、各地方で2エーの土地を貸与する。しかし、林地は必要な土地が利用可能でない場合に配分される。

(4) 委員会(土地委員会)が、土地に関する全ての紛争を処理するため、退役裁判官の下に設置される。本委員会は、定住化した少数民族の土地紛争の解決に加えて、これまで不法入植者に付与されてきた、または不法に占有された土地および丘陵の全ての土地所有権を無効にする権限を持つ。本委員会の決定に

対してはいかなる上訴もできない。本委員会の決定は最終的なものとして取り扱われる。

(5) (省略)

(6) ア) 本委員会の任期は3年とする。しかし、任期は地域評議会と協議の上延長できる。

イ) (省略)

(7) 政府から帰還少数民族に貸与されたが紛争のため適切に利用されることができなかった貸与金については、全ての利子を免除する。

(8) ゴム・プランテーションおよび他の土地の配分について：ゴム栽培およびその他の目的のために非少数民族および非居住者に配分された土地で、過去10年間に適切に計画通り利用されなかった土地は無効とする。

(9) 政府は、チッタゴン丘陵地帯開発事業を最大限に実行していくため、優先順に付加的な財政配分を行う。事業は、地域開発のための産業基盤建設を優先的に実行し、政府はこの目的のために必要な財政的配分を行う。政府は、地域の環境的側面を考慮しつつ、国内外の観光客のために観光業の発展を促進する。

(10) 割り当て留保と奨学金の配分：政府は、政府職員の雇用および高等教育機関への入学において、国内の他の地域のレベルに達するまで、少数民族に対する割り当て定員制度を継続する。この目的に鑑みて、政府は教育制度における少数民族少年少女に対する奨学金を増額させる。政府は、海外留学および研究活動のために必要な奨学金を供与する。

(11) 政府および国會議員は、特徴ある少数民族の文化および遺産を保護するため積極的に行動する(中略)。

(12) PCJSSは、本協定締結後45日以内に、武装部隊員の完全な名簿とその管理および所

有下にある全ての武器の内容および数量のリストを政府に提出する。

(13) 政府とPCJSSは、本協定締結後45日以内にPCJSSによる武器返却場所および期日を決定する。政府は、PCJSSの名簿記載者による武器返却場所・期日が発表された後、名簿にあるPCJSSの構成員とその家族が通常の生活に復帰できるよう安全を確保する。

(14) 政府は、期日どおりに武器・弾薬を返却した者に対して大赦を実施する。政府は、これらの者に対する過去の訴訟を取り下げる。

(15) (省略)

(16) 大赦は、全てのPCJSS構成員が通常の生活に復帰した後実施され、この大赦はPCJSSの活動に関わった全ての定住民に対しても適用される。

(i) PCJSSの帰還民各家庭に対し、定住化のため5万^{ルピー}を一時金として支給する。

(ii), (iii) (省略)

(iv) 武器を返却し、通常の生活に復帰した後、単にPCJSSの構成員だという理由でいかなる者も起訴され、罰せられることはない。

(v) 政府銀行または他の機関からPCJSSの構成員に貸与されながら紛争のために利用されなかつた借入金は、利子を免除される。

(vi) (省略)

(vii) PCJSSの構成員の行う家内工業および園芸、その他の自営業に対しては低利の銀行融資を実施する。

(viii) PCJSSの児童に対しては教育便宜が提供され、外国の教育機関が発行した証明書について有効と見なす。

(ix) ア) 政府とPCJSS間での協定締結および執行とともに、またPCJSSの構成員が通常の生活に復帰するとともに、国境警備隊と常設の駐屯地(3県の県庁所在地にある3カ所とアリカダム、ルマ、およびディギナラの駐

屯地)以外の全ての軍、治安部隊、および村落防衛隊の臨時野営地は徐々に常設地に移される。その期限は後に設定される。軍兵士は、法秩序状況の悪化、自然災害時など、文民統制下にある他の場所と同じように、それぞれの法および手続きに従って配備される(中略)。

イ) 軍または準軍隊の野営地および駐屯地によって放棄される土地は、元の所有者または丘陵県評議会に返還される。

(18) チッタゴン丘陵地帯出身者は、少数民族出身者を優先として、チッタゴン丘陵地帯の全ての政府、準政府、評議会および独立組織のあらゆる職種に採用される(中略)。

(19) チッタゴン丘陵地帯問題省が設置され、少数民族から大臣を任命する。本省を補佐するため、次のような諮問委員会が設置される。

(i)チッタゴン丘陵地帯問題相、(ii)地域評議會議長/代表、(iii)ランガマティ丘陵県評議會議長/代表、(iv)カグラチャリ丘陵県評議會議長/代表、(v)バンダルポン丘陵県評議會議長/代表、(vi)ランガマティ選出国會議員、(vii)カグラチャリ選出国會議員、(viii)バンダルポン選出国會議員、(ix)チャクマ・ラジャ(王)、(x)ボマン・ラジャ、(xi)モン・ラジャ、(xii)政府によって任命される、各丘陵地帯県出身の3人の非少数民族委員。

(出所) *The Daily Star*, Dec. 3, 1997, p. 8.

1 基礎統計

	1990/91	1991/92	1992/93	1993/94	1994/95	1995/96	1996/97
人口(100万人)*	108.1	109.9	112.7	115.2	117.8	120.4	124.3
消費者物価上昇率(%)	8.9	5.1	1.3	1.8	5.2	4.1	3.2
為替レート(1ドル=タカ)	35.67	38.15	39.15	40.00	40.20	40.84	42.53

(出所) (1)Bangladesh Sarkar, Artha Mantranalaye, Bangladesh Arthanotik Samikkha 1997. (2)
*IMF, International Financial Statistics, January 1997. 数値は年次値。

2 産業別国内総生産(1984/85年度価格)

(単位:10億タカ)

	1990/91	1991/92	1992/93	1993/94	1994/95	1995/96	1996/97
農業	193	198	201	202	200	207	220
工業	50	54	59	64	69	73	75
建設	31	32	34	36	39	40	42
電気・ガス・上下水道	7	8	9	10	11	12	13
運輸・通信	61	63	66	70	74	78	83
商業	47	49	51	53	59	65	69
住宅供給	39	41	42	44	46	47	49
行政サービス・国防	22	24	26	28	31	34	36
金融・保険	10	10	10	11	11	11	12
その他	54	57	62	66	70	75	80
計	515	536	560	584	610	642	679
GDP成長率(%)	3.4	4.2	4.5	4.2	4.4	5.3	5.7

(出所) Bangladesh Arthanotik Samikkha 1997.

3 主要輸出品

(単位:100万ドル)

	1990/91	1991/92	1992/93	1993/94	1994/95	1995/96	1996/97*
原 料 ジ ュ ー ト	104	85	74	57	79	91	116
茶	43	32	41	38	33	33	38
冷凍食 品	142	131	165	211	306	314	321
農 産 物 加 工 品	8	10	15	15	13	22	29
そ の 他 の 一 次 産 品	10	10	19	26	21	16	23
ジ ュ ー ト 製 品	290	301	292	284	319	329	318
皮 革 製 品	134	144	148	168	202	212	195
ナ フ サ ・ 灯 油	32	8	37	16	14	11	16
縫 製 品	736	1,064	1,240	1,292	1,835	1,949	2,238
ニ ッ ト 製 品	131	119	205	264	393	598	763
化 学 肥 料	40	25	55	54	108	98	108
紙	5	6	3	—	—	—	—
手 工 芸 品	5	9	5	7	6	6	6
機 械 類	6	9	18	4	10	13	16
そ の 他 工 業 产 品	32	41	66	98	134	189	231
計	1,718	1,994	2,383	2,534	3,473	3,882	4,418

(出所) 表2に同じ。*はRaptani Unnayan Byuro.

パングラデシュ

4 国際収支

(単位:100万ドル)

	1990/91	1991/92	1992/93	1993/94	1994/95	1995/96	1996/97*
貿易 収 支	-1,792	-1,553	-1,688	-1,657	-2,361	-2,999	-2,702
輸 出	1,718	1,993	2,383	2,534	3,473	3,882	4,418
輸 入	3,510	3,526	4,071	4,191	5,834	6,881	7,120
貿易外 収 支	-26	-21	3	-10	-130	-113	30
移転 収 支	846	975	1,067	1,247	1,426	1,475	1,770
経常 収 支	-972	-579	-618	-420	-1,065	-1,630	-902
資本 収 支	1,484	1,358	1,277	1,208	1,178	974	562
外 国 援 助	1,732	1,611	1,675	1,559	1,739	1,444	1,476
中長期資本収支	-197	-210	-239	-264	-314	-316	-329
(純)食糧勘定	-21	-19	-8	-11	-	-	-
(純)航空機購入勘定	9	-10	-9	-9	-9	-28	46
(純)IMF勘定	6	85	2	-70	-60	-66	-108
短期資本収支	-43	-99	-144	3	-178	-60	-523
誤差脱漏	-152	-51	-146	-144	191	-424	95
総合 収 支	360	728	513	644	305	-1,031	-245

(出所) 表2に同じ。*はBangladesh Bank, Barsik Report 1996/97.

5 国家財政

(単位:1,000万タカ)

	1991/92	1992/93	1993/94	1994/95	1995/96	1996/97	1997/98
一般会計歳入	9,517	11,060	12,280	14,210	15,512	17,145	19,624
一般会計歳出	7,900	8,510	9,150	10,300	11,814	12,535	14,544
一般会計剩余(A)	1,617	2,550	3,130	3,910	3,698	4,610	5,080
外 国 贈 与 (B)	2,442	2,691	2,044	2,625	3,005	2,951	2,987
外 国 借 款 (C)	3,597	3,674	4,443	4,369	3,676	3,444	3,830
(純)国内資本会計(D)	138	15	78	402	956	1,309	567
(純)その他独立会計(E)	362	260	196	887	475	340	325
開発会計歳入(X=A+B+C+D+E)	8,156	9,190	9,891	12,193	11,810	12,654	13,054
年次開発計画	7,150	8,121	9,600	11,150	10,447	11,700	12,800
その他開発事業	1,006	1,069	291	1,043	1,363	954	254
開発会計歳出(Y)	8,156	9,190	9,891	12,193	11,810	12,654	13,054
追加資金必要額(Y-X)	0	0	0	0	0	0	0

(注) 1996/97年度までは修正予算、1997/98年度は当初予算。

(出所) Ministry of Finance, Budget Summary Statements, 1989/90~1997/98.